

堺市建築都市局建築部週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、建築部発注の建築及び設備工事における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 特記仕様書において、「週休2日制工事」であることを明示した、建築部が発注する全ての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急対応工事等）
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 対象期間が7日未満の工事については、完全週休2日（土日）の実施対象外、対象期間が30日未満の工事については、月単位の週休2日の対象外とする。

(発注方式)

第3条 対象工事の発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とし、特記仕様書において「完全週休2日（土日）」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」のいずれかに取り組むことを明示する。

(用語の定義)

第4条 本要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(2) 「現場休息」

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場や事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業の無い状態をいう。

(3) 「週休2日」

① 「完全週休2日」（土日）

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

② 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月において、現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

③ 「通期の週休2日」

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「対象期間」

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含めず、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日は、現場閉所（現場休息）日数に含める。

（週休2日制工事の取組内容）

第5条 受注者は、契約した工期の中で週休2日制工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

- 2 受注者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式1）により、当月の現場閉所（現場休息）計画については前月中に、当月の現場閉所（現場休息）実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所（現場休息）計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所（現場休息）実績は工事完成日に提出するものとする。
- 3 受注者は、「現場閉所報告書」（様式2）により、現場閉所（現場休息）の結果について工事完成日に監督員に提出する。
- 4 週休2日実施の履行確認は、毎月監督員が行うこととする。確認方法は、「完全週休2日（土日）」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」の現場閉所（現場休息）の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。
- 5 受注者は、週休2日制工事に取組んでいる旨を公衆の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示する。
- 6 受注者は、一つの工事現場において、分離発注工事の後工程の適切な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、工事間の調整を適切に実施しなければならない。

【記載例】

| |
|--|
| 週休2日制工事 |
| この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取組んでいます。 |

（積算方法等）

第6条 積算方法及び設計変更については、次のとおり定める。

（1）補正方法（詳細は別紙による）

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

- | | | |
|-----------------|-------|--------|
| ①完全週休2日（土日）適用工事 | 労務費 | 1. 0 2 |
| | 現場管理費 | 1. 0 1 |
| ②月単位の週休2日適用工事 | 労務費 | 1. 0 2 |
| ③通期の週休2日適用工事 | 補正なし | |

（2）積算方法及び設計変更

特記仕様書において指定する方式に応じて、（1）①又は②により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を（1）②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金のうち補正分を減額変更する。

（留意事項）

第7条 受発注者は、「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」の達成にあたっては、1週2休（原則として土曜、日曜）を確保できるよう努めること。

- 2 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮すること。

- 3 「完全週休2日（土日）」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」が達成できなかった場合でも工事成績の減点は行わないが、明らかに受注者に発注者の指定する週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。
- 4 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

（その他）

第8条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があつた場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

（疑義の処理）

第9条 本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年10月 1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年 2月 14日から施行する。
- 3 この要領は、令和8年 2月 1日から施行する。

堺市建築都市局建築部週休2日制工事試行要領における労務費等の補正

堺市建築都市局建築部週休2日制工事試行要領「第6条（1）補正方法、（2）積算方法及び設計変更」に定める補正方法等については以下によるものとする。

1. 労務費等の補正方法

以下の①②の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

| | | |
|------------------|-------|--------|
| ① 完全週休2日（土日）適用工事 | 労務費 | 1. 0 2 |
| | 現場管理費 | 1. 0 1 |
| ② 月単位の週休2日適用工事 | 労務費 | 1. 0 2 |
| ※ 通期の週休2日適用工事 | 補正なし | |

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

（1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に「1. 労務費等の補正方法」

①または②の補正係数を乗じたものを使用する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、「1. 労務費等の補正方法」①または②の補正係数に基づき算出した表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算定する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（2）ロの表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、本運用の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(3) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に「1. 労務費等の補正方法」①または②の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{工事場所の材料単価、1. ①または②の補正係数を乗じた労務単価を用い}} = \frac{\text{算定したベース単価}}{\times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{工事場所の材料単価、1. ①または②の補正係数を乗じた労務単価を用い}} = \frac{\text{算定したベース単価}}{\times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}}$$

表A-2 建築工事の補正率

| 工種 | 摘要※ | 月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日(土日)工事 | |
|--------------------|-------------|----------------------------------|-------|
| | | 新着補正率 | 改修補正率 |
| 仮設工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 土工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 地業工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄筋工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| コンクリート工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 型枠工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄骨工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 |
| 既製コンクリート | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 防水工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.08 |
| 防水工事 (シーリング) | 市場単価 | 1.01 | 1.14 |
| 防水工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 石工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| タイル工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 木工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 屋根及びとい | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 金属工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.09 |
| 金属工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事 (仕上塗材仕上) | 市場単価 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事 (仕上塗材仕上以外) | 市場単価 | 1.01 | 1.16 |
| 左官工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 建具 (ガラス) | 市場単価 | 1.01 | 1.10 |
| 建具 (シーリング) | 市場単価 | 1.02 | 1.16 |
| 建具 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 塗装工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.15 |
| 塗装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.13 |
| 内外装工事 (ビニル系床材) | 市場単価 | 1.01 | 1.08 |
| 内外装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事 (ビニル系床材) | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 仕上げユニット | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 排水工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |

| | | | |
|----------|------|------|------|
| 舗装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 植栽及び屋上緑化 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

| 工種 | 摘要 | 月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日(土日)工事 | |
|------|-------------------------------------|----------------------------------|-------|
| | | 新営補正率 | 改修補正率 |
| 配管工事 | 電線管、2種金属線及び 同ボックス | 1.01 | 1.19 |
| | ケーブルラック | 1.01 | 1.15 |
| | 位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング | 1.01 | 1.18 |
| | ブルボックス | 1.01 | 1.13 |
| | ブルボックス用接地端子 | 1.00 | 1.00 |
| | 防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床) | 1.01 | 1.14 |
| | 防火区画貫通処理 金属管・丸型用 | 1.01 | 1.05 |
| | (電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管 | 1.01 | 1.15 |
| 配線工事 | 600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル | 1.01 | 1.17 |
| 接地工事 | (接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製) | 1.01 | 1.01 |

表M－2 機械設備工事の補正率

| 工種 | 摘要 | 月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日(土日)工事 | |
|---------------------|------------------------------|----------------------------------|-------|
| | | 新営補正率 | 改修補正率 |
| 保温工事 | 配管用、ダクト用及び 消音内貼 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト設備 | 低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ | 1.02 | 1.22 |
| 衛生器具設備 (ユニットを除く) | 取付手間のみ | 1.02 | 1.22 |